

誓 約 書

申請者は、下記に掲げる東大阪市指定工事業者の指定等に関する規程第2条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないものであることを誓約します。

なお、指定後において欠格要件が判明した場合には、当該指定の取消しをされても異議ありません。

年 月 日

東大阪市上下水道事業管理者 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

東大阪市指定工事業者の指定等に関する規程第2条第1項第1号

- ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- イ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ウ 大阪府下水道協会規程により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- エ 拘禁刑以上の刑に処せられた者（拘禁刑以上の刑に処せられた者その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）
- オ 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者
- カ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- キ 精神機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者